

# 第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画

(前期：令和8年度～令和10年度)

令和8年4月  
埼玉県

## = 目 次 =

### I 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

### II 地域クラブ活動の推進に関する現状と課題

- 1 学校部活動の地域展開を取り巻く県の現状・・・・・・・・・・・・ P 5
- 2 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 3 学校部活動の地域展開の進捗状況と課題・・・・・・・・・・・・ P11
- 4 第1期計画における県の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P12

### III 計画の基本理念と基本方針

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P19
- 3 取組の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20
- 4 計画の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P22

### IV 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

- 1 関係者間の連携体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23
- 2 県民・関係者等の理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P24
- 3 指導者の質の保障と量の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P25
- 4 市町村の取組の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P26
- 5 地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた支援・・・・・・ P27

### V 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P29

### 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P30

## I 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）における部活動は、少子化が進む中、従前と同様の体制で運営することが難しくなりつつあります。また、学校の働き方改革を進める必要があり、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することが一層厳しくなっています。このことから、スポーツ庁及び文化庁は、令和2年9月に、令和5年度以降に休日の学校部活動の段階的な地域移行を図るとする方針を示しました。さらにこの方針を受け、令和4年12月には、地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）の整備に必要な対応に関するガイドラインが同じくスポーツ庁及び文化庁により策定・公表されました。

本県では、このガイドラインを踏まえ、令和6年3月に「埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）（以下「第1期計画」という。）」を策定し、公立中学校の休日の部活動について、地域の実情に応じた多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備に取り組んできました。

第1期計画の期間中、全国的に学校部活動の地域展開（従来の地域移行）を実施する市区町村が増加する一方で、部活動の地域展開に向けた方針策定や体制構築等に時間を要し進捗に課題が見られる市区町村もあり、本県においても同様の状況にあります。そのため、県内の学校部活動の地域展開を一層推進するためには、より実効性の高い支援策等が必要です。

加えて、令和7年6月のスポーツ基本法の改正により、地方公共団体に対し、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずる努力義務が規定され、地域展開の更なる推進に向けた環境整備が求められました。

このような背景を受けて、令和7年12月には、地域展開の全国的な実施を推進するため、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（以下「国ガイドライン」という。）」を文部科学省が策定し、令和8年度から令和13年度までの6年間で新たに「改革実行期間\*」と位置付けました。

この度、これまでの本県における学校部活動の地域展開の進捗状況等の評価や国ガイドラインを踏まえ、地域クラブ活動の推進に関する県の基本方針や具体的な取組等について示すものとして新たな「埼玉県地域クラブ活動推進計画」を策定し、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒一人一人が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保及び充実を図ります。

## 2 計画の位置付け

本計画は、第1期計画に掲げた県の取組を継承するとともに、国ガイドラインにおいて、都道府県の役割は「広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示す」とされたことを踏まえて策定するものです。

県内（さいたま市を除く。）の公立中学校等における部活動の地域クラブ活動への展開を推進するため、県の取組の基本方針や具体的な取組を示します。

国ガイドラインでは、市町村を改革の責任主体として位置付け、幅広い関係者との連携・協働の下、学校部活動の地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施することを役割として示しました。県は、市町村ごとの実情に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、単独の市町村では解決が困難な課題に対して広域的な調整機能を果たすことで、県内の公立中学校等を対象に部活動の地域展開を推進します。

本計画の推進に当たっては、「埼玉県5か年計画\*（令和4年度～令和8年度）」や「第4期埼玉県教育振興基本計画\*（令和6年度～令和10年度）」における学校部活動の地域展開に関する記載内容を踏まえるとともに、学校部活動の地域展開を機に全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であることから、「埼玉県スポーツ推進計画\*（令和5年度～令和9年度）」及び「埼玉県文化芸術振興計画\*（令和8年度～令和12年度）」の方向性や取組との関連性を踏まえ、スポーツ・文化芸術活動に関する施策に総合的に取り組みます。

また、本計画及び県の取組について広く周知し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者の理解と協力を得ながら、スポーツ振興や文化振興等を所掌する知事部局及び学校教育や生涯学習を所掌する県教育委員会が連携して地域クラブ活動への展開を推進します。

### 3 計画期間

第1期計画において、計画期間終了後の令和8年度以降、進捗状況を評価分析し継続して地域クラブ活動への展開と定着を推進するとしました。また、国ガイドラインにおいては、令和8年度から13年度までの6年間を「改革実行期間\*」と位置付けました。

この「改革実行期間\*」の前期3年間（令和8年度～令和10年度）及び後期3年間（令和11年度～令和13年度）の計6年間のうち、本計画の期間は、前期計画として令和8年度から10年度までの3年間とします。

また、本計画の期間中、各年度においてそれまでの改革の進捗状況等についての評価を実施し、第2期計画（前期）の最終年度における中間評価を踏まえ、「改革実行期間\*」の後期において更なる改革を推進します。

#### ◆本計画の計画期間



## Ⅱ 地域クラブ活動の推進に関する現状と課題

### 1 学校部活動の地域展開を取り巻く県の現状

#### (1) 県内市町村立中学校における生徒数及び部員数の推移

本県の公立中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む。)の生徒数は、令和7年度現在約170,000人となっており、ピークであった昭和61年度の約338,500人から約半数程度まで減少しています。推計では、令和12年度には更に約9,000人減少することが見込まれています。

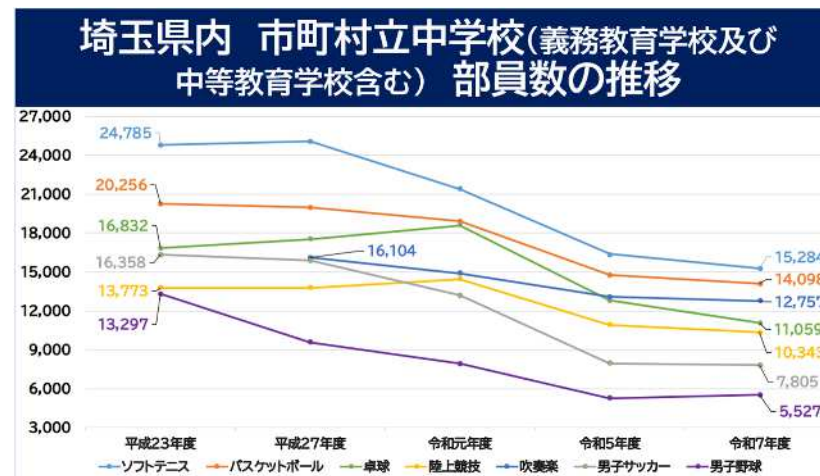
また、公立学校の部活動の部員数についても、野球や吹奏楽といった集団で実施する種目だけでなく、陸上競技や卓球といった個人又は少人数でも実施可能な種目においても、平成27年度からの10年間で、部員数の減少が顕著となっています。

一部の学校や地域では既に部員数が集まらないことによりチームを組むことができない事態や、生徒が入部を希望する学校部活動が校内に存在しないといった事態が生じるなど学校部活動の存続が困難な状況となっており、生徒に多様な体験の場を提供するために学校部活動の地域展開を進めていく必要があります。



出典:文部科学省「学校基本統計」・埼玉県教育委員会「義務教育人口推計結果報告書」

(※生徒数はさいたま市を含む。)



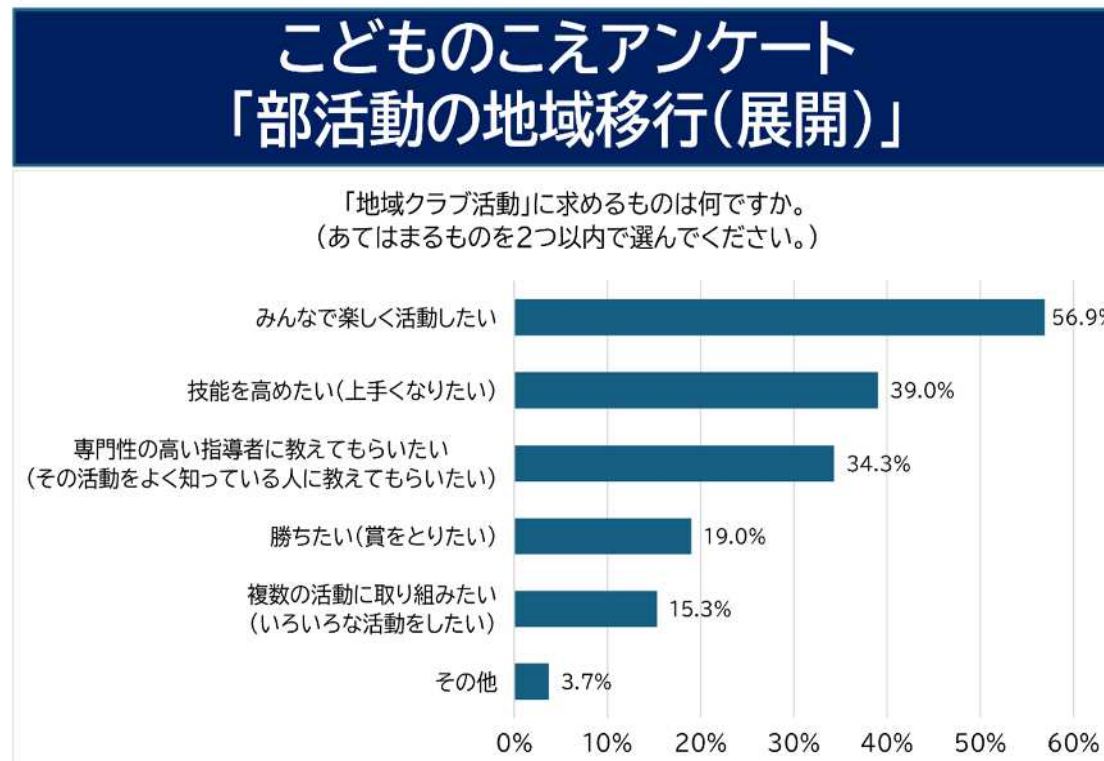
出典:埼玉県教育委員会「中学校体育に関する調査」・埼玉県吹奏楽連盟調査

(※吹奏楽部を除く部活動の部員数については、さいたま市を除く。)

## (2) 生徒等の地域クラブ活動へのニーズ

令和7年度に県が実施した「さいたまけん★こどものこえ\*アンケート」では、児童生徒等が「地域クラブ活動」に求めるものについて、「みんなで楽しく活動したい」が最も多く56.9%、次いで「技能を高めたい(上手になりたい)」が39.0%という結果でした。ほかにも「専門性の高い指導者に教えてもらいたい」、「複数の活動に取り組みたい」といった声も挙がっており、地域クラブ活動に関して多様なニーズがあることが分かりました。

今後、自身のニーズに合った地域クラブ活動に生徒が参加できるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる団体や指導者の確保等に努めていく必要があります。



出典:埼玉県教育委員会

「令和7年度 さいたまけん★こどものこえ アンケート結果」

第2回 「部活動の地域移行(展開)」について

アンケート期間:令和7年10月15日~令和7年10月29日

回答数:1,861人

調査対象:未就学児(保護者)、小学生、中学生、高校生

### (3) 学校における働き方改革の進捗状況

本県では、「学校における働き方改革基本方針\*」に基づき、部活動指導時間の縮減を図ってきましたが、同基本方針に掲げる教員の時間外在校等時間を「月45時間以内、年360時間以内」とする目標を令和7年3月時点で目標を達成していない中学校教員の割合は、月45時間超が34.2%、年360時間超が61.3%となっており、他の学校種と比較しても高い数値です。

学校部活動は、週休日等の活動を含めて、これまで学校教育活動の一環として部活動顧問の教員の献身的な勤務によって支えられてきた経緯がある一方で、学校における教員の長時間勤務の一因ともなっていることや、特に指導経験がない教員には大きな負担となっています。

上記基本方針に掲げる目標の達成に向けて、週休日の学校部活動の地域展開をより一層推進することや、平日の学校部活動を勤務時間内に終わらせることなどにより、引き続き部活動指導時間の縮減を図ることが求められています。

| 【市町村立中学校】時間外在校等時間 |           |       |       |           |       |      |           |
|-------------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|------|-----------|
|                   | 月45時間超の割合 |       |       | 月80時間超の割合 |       |      | 年間        |
|                   | 6月        | 11月   | 3月    | 6月        | 11月   | 3月   | 360時間超の割合 |
| 令和3年度             | 66.7%     | 56.3% | 46.3% | 24.6%     | 15.2% | 8.3% | 69.9%     |
| 令和4年度             | 65.0%     | 48.8% | 47.0% | 17.0%     | 6.5%  | 6.8% | 71.3%     |
| 令和5年度             | 56.7%     | 40.0% | 39.0% | 9.0%      | 2.4%  | 3.6% | 66.4%     |
| 令和6年度             | 46.5%     | 36.7% | 34.2% | 4.5%      | 2.0%  | 2.5% | 61.3%     |

出典:埼玉県教育委員会「令和3年度～令和7年度における教職員の勤務状況調査」

#### (4) 地域でスポーツ・文化芸術活動を行っている主な団体の状況

本県には、総合型地域スポーツクラブ\*やスポーツ少年団、文化芸術団体など、地域住民のスポーツ・文化芸術活動を支える多様な団体が存在します。しかし、これらの団体のうち、少子化による会員の減少や指導者の高齢化、後継者不足といった課題に直面しているものも少なくありません。

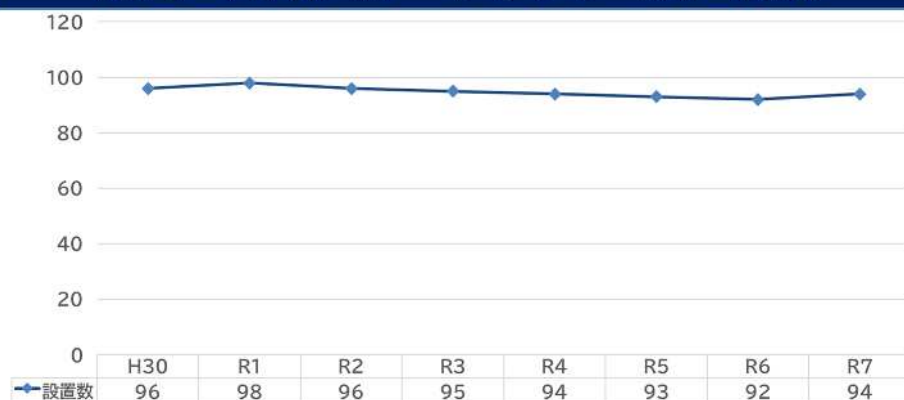
総合型地域スポーツクラブ\*は、令和7年7月現在、県内48市町で94のクラブが活動をしています。また、本県では、平成26年に県内の総合型地域スポーツクラブ\*で構成される「彩の国SCネットワーク」が発足し、各クラブ間の情報共有や連携を組織的に行っています。

スポーツ少年団は、本県の登録団数及び団員数は全国平均を大きく上回っており、令和6年度の登録団数は北海道に次いで全国2位、登録団員数及び登録指導者数は全国1位となっています。しかし、少子化、子供のニーズの多様化等の影響により、年々、登録団数が減少しています。

文化芸術団体については、各市町村の公民館やコミュニティーセンターなどで活動している多様な団体が存在し、その中には各分野の協会や連盟に加盟している団体もあります。

これらの団体と連携して地域クラブ活動の環境を整備するためには、各分野の協会や連盟と協力して、各団体の運営基盤の強化や新たな指導者の発掘・育成、さらには学校部活動との円滑な連携体制を構築していく必要があります。

#### 総合型地域スポーツクラブ 設置状況



出典:埼玉県「埼玉県スポーツ推進計画（令和5年度～令和9年度）」

#### スポーツ少年団 登録状況(団数)



出典:埼玉県「埼玉県スポーツ推進計画（令和5年度～令和9年度）」

## 2 国の動向

国では、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間\*」と位置付け、地方公共団体を支援してきました。

令和7年度に、この「改革推進期間\*」の終期を迎えることから、新たなガイドラインの策定に向けて、令和7年6月に設置した「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議\*」において検討の上、令和7年12月に新たな国ガイドラインを策定しました。

この国ガイドラインでは、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間\*」として設定し、前半の3年間（令和8年度～10年度）を「前期」、後半の3年間（令和11年度～13年度）を「後期」としています。休日については、改革実行期間\*内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すとし、現時点で着手していない地方公共団体においても、「前期」の間に確実に休日の地域展開等に着手するよう求めています。

また、地域クラブ活動が、学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更するとともに、学校部活動が担ってきた教育的な意義を継承し、安全・安心に活動できるよう、新たに地域クラブ活動に関する認定制度\*の導入や指導者の質の保証に関する仕組みの構築が示されています。

市町村は、これらに基づいた制度設計と運用が求められています。

### 〈参考〉国ガイドラインの主なポイント

- ・本ガイドラインは、公立中学校等の生徒の活動を主な対象とする。
- ・学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開(\*)」に変更する。
- ・改革実行期間\*について、前期（令和8～10年度）と、後期（令和11～13年度）を定める。
- ・休日については、改革実行期間\*内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。
- ・現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手する。
- ・平日については、まずは国において実現可能な活動の在り方等を検証する。
- ・安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るため、国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み（地域クラブ活動に関する認定制度\*）や認定された地域クラブ活動における指導者の登録を行う仕組み（認定地域クラブ活動\*指導者登録制度\*）を構築する。
- ・都道府県は、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、県全体としての改革方針を示すとともに、市町村に対するきめ細かな支援を行う。また、一つの市区町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施する。
- ・主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築や参加促進等を行うことが重要である。そのためには、幅広い生徒等の問題意識やニーズを的確に把握することが重要である。

#### \*「地域展開」に関する用語の定義

「地域展開」：生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること。

従来の「地域移行」という名称を、学校内の資源を地域に開き、地域全体で支えることで新たな価値を創出するという改革の理念をよりの確に表すため、「地域展開」とする。

「地域連携」：部活動指導員\*の配置等により、学校部活動体制を維持しつつ地域と連携すること。

「地域展開等」：「地域展開」と「地域連携」を総称する場合に使用する。

### 3 学校部活動の地域展開の進捗状況と課題

第1期計画では、公立中学校の部活動に関し、まずは休日の地域展開を推進するため、関係者間の連携体制の構築や県民・関係者の理解促進等に取り組んできました。

令和7年12月現在、中学校等における部活動の一部又は全部について休日の地域展開を実施する市町村数は29となりました。残りの市町村については、外部団体等との協議や自治体内の検討を進めているものの地域展開は未実施です。

まずは一部の学校部活動からでも地域展開を開始することで、当該地域における課題が具体的に明らかになり、更なる推進に向けた対応策を検討できることから、原則、全ての市町村が一部の学校部活動でも休日の地域展開を実施できるよう、県としても、各市町村の実情に応じた支援に取り組む必要があります。

また、休日の地域展開を実施する市町村が増加しているものの、一部の学校部活動に限られているため、休日における学校部活動も依然として多くの学校で実施されており、学校部活動から地域への完全な展開に向けては様々な課題があります。学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮が必要であり、地域クラブ活動の推進と併せて学校における部活動改革を進めることが重要です。

なお、学校部活動の地域展開を進めるには、特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保及び資金の確保等が大きな課題となるところ、行政のみで全ての課題解決を図ることは困難であることから、スポーツ・文化芸術団体などの関係団体等、大学及び民間企業との協力体制の拡充が必要です。

|                   | 運動部活動 | 文化部活動 |
|-------------------|-------|-------|
| 部活動数              | 3,635 | 1,148 |
| 休日に活動している部活動数     | 3,543 | 572   |
| 休日に活動していない部活動数    | 57    | 570   |
| 休日の地域展開を完了済みの部活動数 | 35    | 6     |

令和7年度 部活動における実施状況調査(埼玉県教育委員会)より

## 4 第1期計画における県の取組状況

第1期計画では七つの取組を設定し、地域クラブ活動の推進に取り組んできました。主な実績及び成果と課題については次のとおりです。

### (1) 関係者間の連携体制の構築等

地域クラブ活動推進協議会の設置・運営により、協議会参加者の地域クラブ活動に関する理解促進及び関係者間の連携体制の構築を図りました。そのほか、市町村への訪問や市町村の担当者を対象とした会議等を開催し、他市区町村の好事例を共有するなどの取組により、各市町村における地域クラブ活動の推進につなげました。

#### ア 主な実績

- ・ 地域クラブ活動推進協議会の開催

県の知事部局及び教育局の関係部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校及び保護者等の関係者からなる「埼玉県地域クラブ活動推進協議会」を設置し、国の動向や県内外の好事例などを会議の場において共有しました。(R5年度：5回開催、R6年度：2回開催、R7年度：2回開催)

- ・ 市町村訪問や市町村担当者会議の実施

地域展開が未実施の市町村を中心に、県の担当者が訪問し地域展開に当たっての課題の聞き取りや地域展開の進め方について助言等を行うとともに、市町村担当者の会議では、県の実証事業\*の成果発表等を行いました。

#### イ 成果と課題

- ・ 県と同様、地域展開の関係者を構成員とする協議会や検討委員会等を設置している市町村数は、令和7年10月現在で、さいたま市を除き57市町となるなど、関係者間の連携体制の構築が進められてきました。
- ・ 今後、庁内関係部局、関係団体等、大学及び民間企業を含めた更なる連携体制の構築を進めるためには、全ての中学校等の部活動の地域展開の実現に向けた具体的な計画や方針等を関係者間で共有することが重要であり、計画や方針等を作成していない市町村への働き掛けや支援が必要です。

## (2) 関係団体等との連携

関係団体等の協力を得て地域ミーティング等を実施することで、地域クラブ活動の実施主体や指導者の確保を図りました。また、埼玉県中学校体育連盟との連携により、地域クラブ活動に参加する生徒が参加可能な大会の裾野が広がりました。

### ア 主な実績

- ・ 地域ミーティングの開催

地域ミーティングを開催し、地域展開に関する県の実証事業\*の成果と課題を、市町村職員や地域スポーツ団体などの関係者で共有しました。(R5年度参加人数：280名 R6年度参加人数：284名 R7年度参加人数：155名)

- ・ 大会主催団体との連携

大会主催団体である埼玉県中学校体育連盟に、県が設置する地域クラブ推進協議会への参加を依頼するなど連携を進めました。

### イ 成果と課題

- ・ 地域ミーティング等を通して関係団体等との連携は広がっていますが、依然として多くの市町村では「地域クラブ活動の実施主体や指導者の確保」を地域展開の課題として挙げており、関係団体等との更なる連携が必要です。
- ・ 埼玉県中学校体育連盟主催の大会への地域クラブ活動団体参加実績は、令和7年度に101団体となりました。今後は、埼玉県中学校体育連盟主催の大会のみならず、様々な大会・コンクールにおいて学校単位での参加について見直しが進むよう、関係団体への働き掛けが必要です。

## (3) 県民・関係者等の理解促進

学校部活動の地域展開に関するシンポジウムの実施やリーフレット・ポスターの作成・配布等により、県民・関係者の理解促進を図りました。

### ア 主な実績

- ・ 地域クラブ活動シンポジウムの開催

地域住民、生徒、保護者及び教職員等を主な対象として、広く県民の地域クラブ活動への理解促進を図る目的で開催し、県内外の好事例の紹介や、有識者等によるパネルディスカッションなどを実施しました（R5 年度参加人数：対面 84 名、WEB 83 名、R6 年度参加人数：対面 115 名、WEB 101 名、R7 年度参加人数：対面 81 名、WEB 163 名）。

- ・リーフレットやポスターの作成及び配布

地域展開の必要性等を周知するためのリーフレット・ポスターを県が作成し、県内全小中学校（さいたま市除く。）等に配布しました。

#### イ 成果と課題

- ・令和 7 年度に実施した「さいたまけん★こどものこえアンケート（※）」では、約 6 割の児童生徒が「部活動の地域移行（展開）」という言葉が「聞いたことがない（このアンケートで初めて聞いた）」と回答しています。地域展開を開始していない市町村を含めた全県的な理解促進を図る必要があります。

※令和 7 年度第 2 回「さいたまけん★こどものこえアンケート」より

（未就学児の保護者、小学生、中学生、高校生 計1,861人が回答）

Q「部活動の地域移行（展開）」という言葉を知っていますか。

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 聞いたことがあり、どのようなことか知っている   | ： 15.7% |
| 言葉だけは聞いたことがある            | ： 20.6% |
| 聞いたことがない（このアンケートで初めて聞いた） | ： 63.7% |

#### (4) 指導者の質の保障と量の確保

地域クラブ活動の指導者確保を目的とした人材バンクを設置するなど、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努めました。

#### ア 主な実績

- ・「埼玉県地域クラブ活動等指導者人材バンク」の設置・運用

地域クラブ活動の指導者確保を目的として、県立学校及び市町村立学校の教職員等（退職者を含む。）を登録対象とした人材バンクを設置しました（令和7年12月時点人材バンク登録者：運動・スポーツ59名、文化19名）。

- ・ 各種研修会への職員派遣

埼玉県吹奏楽連盟総会における指導者向け研修会などで、地域展開に関する研修を行いました。

#### イ 成果と課題

- ・ 指導者人材バンクの登録者数は十分ではなく、指導者の紹介に至ったケースも少ない状況です。今後は国ガイドラインで示された指導者の認定要件等を踏まえ、人材バンクの在り方を含めた、指導者の質の保障と量の確保に向けた抜本的な対応策の検討が必要です。

### (5) 教員等の兼職兼業

「教師等の兼職兼業に係る基準」等について整理し、市町村教育委員会及び県立学校へ通知を発出することで、教員等の兼職兼業の適切な運用を図りました。

#### ア 主な実績

- ・ 兼職兼業に係る基準等の整理及び周知

地域クラブ活動に関する兼職兼業の取扱いについて整備を行い、令和6年9月に県立学校に通知し、翌10月に同県立学校宛通知を市町村教育委員会へ参考送付しました。

#### イ 成果と課題

- ・ 希望する教員等が地域クラブ活動において適切に従事できる要件が整備されました。今後も地域クラブ活動に係る兼職兼業制度\*が適切に運用されるよう、運営団体・実施主体も含め、制度の趣旨等の周知に努める必要があります。

## (6) 保護者等の負担軽減

保護者の費用負担軽減について、市町村に対して全国の好事例を紹介するとともに、国に対しては財政支援について要望を行いました。

### ア 主な実績

- ・ 全国の好事例の紹介  
クラウドファンディング\*等の保護者負担の軽減につながる手法について、シンポジウム等の機会を活用し市町村に紹介しました。
- ・ 国への要望  
経済的に困窮する世帯の生徒に係る地域クラブ活動への参加費用等に対する財政支援について、国へ要望しました。

### イ 成果と課題

- ・ 費用負担の在り方について、「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議\*」において主な論点として取り扱われるなど、国において議論・検討が進められました。
- ・ 国ガイドラインでは、受益者負担の水準については、地方公共団体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示すとされているため、今後、国が示す方針を踏まえて対応する必要があります。

## (7) 市町村の取組の支援

市町村への訪問や地域ミーティング等を実施し、市町村に対して情報提供や助言を行うことで、実証事業\*に参加する市町村の増加につなげました。

### ア 主な実績

- ・ 地域展開に関する実証事業\*の実施

市町村及び総合型地域スポーツクラブ\*・民間事業者等に委託して地域展開に関する実証事業\*を実施しました。また、実証事業を通して得られた成果や課題等については、実証事業報告会を開催して情報提供をしました（実証事業\*の参加市町村数 R5年度：16市町、R6年度：22市町、R7年度：29市町）。

- ・ 市町村に対する必要な助言及び支援

実証事業\*未実施の市町村を中心に、県の職員が訪問し、各市町村の状況に応じて必要な助言や支援を行いました。

#### イ 成果と課題

- ・ 市町村訪問や地域ミーティング等を実施し、市町村に情報提供や助言を行うことで、実証事業\*の参加市町村数は令和7年度には29市町となりました。
- ・ 今後は、原則、全ての市町村が地域展開に着手できるよう、未着手の市町村を中心に県の伴走支援が必要です。

### Ⅲ 計画の基本理念と基本方針

#### 1 基本理念

次の基本理念を踏まえて、地域クラブ活動を推進します。

##### (1) 地域全体で関係者が連携して活動を支える

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させていくことは急務です。これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、これからは地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障していく必要があります。

##### (2) 教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出する

地域クラブ活動においては、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、例えば、複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツ\*や総合文化芸術の体験、学校等の垣根を超えた仲間とのつながり及び地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流など、従来の学校部活動では実現が難しい新たな価値を創出することが重要です。

##### (3) 希望する全ての生徒が多種多様な選択肢の中から活動に参加できる環境を目指す

地域クラブ活動は、競技性や大会等における成績のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意し、障害のある生徒やスポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒、経済的に困窮する世帯の生徒を含め、希望する全ての生徒が、多種多様な選択肢の中から活動に参加できる環境を目指します。

## 2 基本方針

第1期計画での成果や、国ガイドラインの取組方針を踏まえて地域クラブ活動を推進します。国ガイドラインの「(公立中学校等について) 改革実行期間\*内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す」「現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手する」といった取組方針を踏まえるとともに、地域等の実情は多様であることに十分留意し、各市町村が主体的に持続可能な体制を構築できるよう、県としてきめ細かな支援を行います。

また、既に地域展開に着手している市町村においては、例えば、当該市町村の全ての中学校等で一つ以上の部活動の地域展開を実施するといった、地域の実情に応じた指標や計画等を策定し、着実に取組を進めることが重要です。国ガイドラインが令和13年度までに実現を求めている「全ての学校部活動の地域展開」の可能な限り早期の実現を目指します。

平日における地域展開については、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うことから、その検証結果を注視するとともに、地域の実情等に応じた取組を推進します。

### 3 取組の方向性

#### (1) 県の役割

地域クラブ活動を推進するには、各市町村が学校部活動の地域展開の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を行い、地域クラブ活動の認定等や、運営団体・実施主体への支援・指導助言等を丁寧を実施することが必要です。一方、県は広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、各市町村の主体的な取組を支援するため、県全体の改革方針として本計画を策定します。また、一つの市町村では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施するとともに、市町村に対するきめ細かな支援を行います。

〈参考〉国ガイドラインが示す「国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担」

|                       |                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国                     | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、地方公共団体に対するきめ細かな支援等を実施。</li><li>・周知・広報や関係団体等・大学・民間企業との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施。</li></ul>                                          |
| 都道府県                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示すとともに、市区町村等に対するきめ細かな支援を実施。</li><li>・一つの市区町村等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施。</li></ul>                              |
| 市区町村等                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施。</li><li>・特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧に実施。</li></ul> |
| 地域クラブ活動の<br>運営団体・実施主体 | <ul style="list-style-type: none"><li>・「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。</li><li>・「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施。</li></ul> ※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要。                                               |

## (2) 目指す地域クラブ活動の姿

地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得ることから、地域クラブ活動の基本理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要です。

国ガイドラインでは、競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等の観点から、地域クラブ活動に関する認定制度\*における認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等において地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築するとしています。

また、認定された地域クラブ活動において、生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、地域クラブ活動の指導者の登録制度における、登録や研修等に関する基準が示されました。

これらの制度が各市町村において円滑に導入・運営されるよう、県は市町村に対して支援を行います。

## (3) 障害のある生徒の活動機会の確保

障害の有無に関わらず生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めるため、障害の特性に応じた配慮や工夫をした指導に関する指導者向け研修や、障害者スポーツ団体など多様な地域の関係者との連携を図るなど、障害がある生徒の活動機会の確保を進めます。

## (4) 生徒等のニーズの反映

地域展開に当たっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒等のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うことが重要です。

本県においても、生徒等へのアンケート調査などにより、生徒の問題意識やニーズ及び保護者の負担感などを把握し、その結果を取組に反映します。

また、市町村においても同様の取組を実施できるよう、県内の好事例を提供するなどの支援を実施します。

## 4 計画の指標

「2 基本方針」を踏まえた計画の進捗を評価する指標として、次の指標を設定します。

【指標】 1以上の学校部活動の地域展開を実施する市町村数（さいたま市を除く。）

現状値：29（令和7年度末）

目標値：62（令和10年度末）

（指標の解説）

県による実施状況調査において、「管内中学校等において、いずれか1以上の学校部活動の地域展開を実施している」と回答した市町村の数。

「2 基本方針」で示した「国ガイドラインの『（公立中学校等について）改革実行期間\*内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す』ためには、まずは全ての市町村が同取組に着手することが重要。このため、本計画（第2期前期：令和8年度～10年度）の目標値として設定。

なお、既に地域展開に着手している市町村については、「2 基本方針」で示した「令和13年度までに実現を求めている『全ての学校部活動の地域展開』の可能な限り早期の実現」を目指す。

## IV 地域クラブ活動の推進に向けた県の取組

### 1 関係者間の連携体制の構築

指導者の確保や育成、活動場所や活動資金の確保等の課題解決を進めるためには、県及び市町村が、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ\*、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部等。）、大学及び民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要です。

そこで、市町村をまたいだ広域的な連携体制を構築し、定期的な情報共有・連絡調整等を行います。

また、地域クラブ活動の推進に大きな役割を果たすスポーツ・文化芸術団体や大学等の協力を得るため、持続的な連携・協働を推進するための取組を実施します。

#### (1) 関係者間のネットワーク構築

地域クラブ活動の関係者ネットワーク会議を設置し、地域クラブ活動の指導者や運営団体等、市町村の関係部署、地域クラブ活動に参加意欲のある大学及び民間企業等をつなぐネットワークを構築します。この会議では、先進事例や地域展開の課題等について情報共有を行うとともに、参加者同士の連携を図ります。特に、一つの市町村では解決が困難な課題に対して、近隣市町村との広域的な連携が有効である場合は、県が調整機能を果たして連携体制の構築を支援します。

#### (2) スポーツ・文化芸術団体や大学等との連携

スポーツ・文化芸術団体や大学等と連携し、協力を得ながら、地域クラブ活動の運営団体・実施主体や指導者の確保及び関係者の理解促進等について、効果的な支援の取組を検討及び実施します。

#### (3) 大会・コンクール等主催団体との連携

中学校の生徒を対象とする大会・コンクール等の主催団体と連携し、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動に参加する生徒にも拡大するよう各団体が主催する大会等への受入を依頼します。

また、新たに民間団体等によって、中学校の生徒を対象としたスポーツ大会や文化的イベント等が企画される場合は、その内容を踏まえ、地域クラブ活動による参加の受入れを依頼するとともに、県のSNS\*等を活用して情報提供します。

## 2 県民・関係者等の理解促進

学校部活動の地域展開は大きな変化を伴う改革であることから、生徒・保護者やスポーツ・文化芸術団体等の幅広い関係団体等に対して、学校部活動を取り巻く現状と課題、改革の理念、地域展開の効果、地域クラブ活動の実施体制や活動内容及び会費等の負担などについて周知し、理解を得ることが重要です。

県では、シンポジウムの開催やホームページ等の活用など、様々な手段により積極的に情報を発信します。

また、市町村や関係団体等とも連携し、地域全体での機運醸成を図ります。

### (1) 地域ミーティング及びシンポジウムの開催等

県民や関係者等を対象とする地域ミーティングやシンポジウムにより、地域クラブ活動の概要説明、各市町村における取組の紹介、有識者等による講演及び参加者との意見交換等を実施します。あわせて、新たに導入される地域クラブ活動に関する認定制度\*及び認定地域クラブ活動\*指導者登録制度\*の仕組みやメリットについて丁寧に説明し、保護者が安心して子供に参加させられる環境づくりに向けた理解を深めます。

### (2) ポスターの掲示及びリーフレットの配布等

市町村及び市町村教育委員会、公立小・中・義務教育学校・特別支援学校、県内公共施設並びに競技団体・スポーツ団体等を対象に、学校部活動の地域展開の必要性等を周知するためのポスターやリーフレットの配布、県のホームページを活用した市町村の好事例の発信などの広報を行い、教職員をはじめとする多くの関係者に学校部活動の地域展開の意義等について周知します。

### (3) 機運醸成に向けた各市町村等への働き掛け

市町村において、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり及び財政等を担当する様々な部署が一体となった体制の構築が進み、これらの部署が一体となって改革を推進する機運が醸成されるよう、県と市町村との定期的な会議など様々な機会を

捉え、地域展開の担当組織以外の行政関係者にも働き掛けを行います。

### 3 指導者の質の保障と量の確保

地域クラブ活動を円滑に実施するためには、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠です。

県では、国ガイドラインに基づく地域クラブ活動に関する認定制度\*及び認定地域クラブ活動\*指導者登録制度\*が県内で円滑に運用されるよう市町村を支援します。

また、人材バンク等を通じて地域の多様な人材の発掘やマッチングなどを進めるとともに、勤務校等における業務への影響の有無や教員等の健康への配慮など学校運営に支障がない範囲で、指導者となることを希望する教員等の兼職兼業を促進します。

#### (1) 指導者向け研修機会等の提供及び認定地域クラブ活動\*指導者登録制度\*への対応

暴力・暴言・ハラスメント、いじめなどの不適切行為や事故の防止、適切な集団づくりや日頃からの生徒の目配りなどの教育的視点及び障害のある生徒への指導法などを内容とした、質の高い指導者向け研修の機会や情報を提供し、また、既存の指導者資格についても周知するなど、各市町村における認定地域クラブ活動\*指導者登録制度\*の導入・運営を支援します。

#### (2) 指導者人材バンク等の拡充と認定地域クラブ活動\*指導者の活用

市町村に対して、現職及び退職教職員等を登録する県指導者人材バンクを引き続き周知するとともに、認定地域クラブ活動\*指導者、部活動指導員\*、大学生、(公財)日本スポーツ協会公認指導者の有資格者等を登録対象に追加するなど人材バンクを拡充します。また、人材バンク登録者の指導者向け研修受講履歴を可視化することで、各市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体が質の高い指導者を確保しやすい仕組みを構築します。

#### (3) 教員等の兼職兼業制度\*の適切な運用

公立学校の教員等が地域クラブ活動の指導者として活動することを希望した場合に、服務監督権者\*が適切かつ円滑に兼職兼業の許可の手続を行えるよう、兼職兼業制度\*の規程等について周知します。

あわせて、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の本人の健康への配慮、適切な労務管理、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施するよう周知します。

## 4 市町村の取組の支援

県内の全ての市町村が、地理的要因や指導者不足、地方公共団体の財政などの状況に関わらず、安定的・継続的に地域展開を進めるためには、国・都道府県・市町村等の支え合いによる公的支援や広域自治体である県によるきめ細かな伴走支援が必要です。県では、各市町村における地域クラブ活動の整備や充実等への取組に関する課題を把握し、市町村に対して必要な助言や情報提供を行います。

なお、学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員\*の配置は、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っているとともに、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、引き続き支援を行います。

### (1) 市町村の課題を踏まえたきめ細かな支援

県では、市町村訪問等を通じて各市町村の状況を丁寧に把握した上で、市町村と関係団体等・大学・民間企業との連携をコーディネートする人材を派遣するなど、市町村の課題解決に向けた伴走支援を行います。特に、財政面や人材面で課題を抱える市町村に対しては、広域連携の提案や、国の補助事業を活用した支援及び民間資金の活用に向けた助言等を行います。

また、協議会の設置や推進計画の策定、地域クラブ活動の運営等に関する相談への対応等について情報収集・提供するなど、各市町村を支援します。

特に、生徒の安全・安心な活動機会を担保するため、地域クラブ活動に関する認定制度\*及び認定地域クラブ活動\*指導者登録制度\*について、各市町村において円滑に導入が進むことが重要です。そのため、制度導入の手法や運営のノウハウに関する好事例等を幅広く情報収集し、提供します。また、制度の構築に当たり、市町村を超えた連携が必要な場合は、県が調整機能を果たして連携体制の構築を支援します。

なお、地域クラブ活動は前述の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本になりますが、地域の実情によっては、認定されていない地域クラブ活動を実施して、地域展開を実現することも想定されます。その場合においても、スポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動となることの必要性を市町村に対し周知します。

(2) 地域との課題共有や多様な団体間で議論を深める場の提供

地域ミーティングの開催などにより、地域のスポーツクラブ・文化芸術関係クラブ、障害者スポーツ団体及び地域のパラスポーツ協会等、多様な地域の関係者が議論を深め、課題を共有する場を提供します。

(3) 県実証事業の成果や好事例等の情報提供

これまで県が実施してきた実証事業\*の成果や県内外の市町村等における先行事例や好事例について、関係者ネットワーク会議や地域ミーティングの場などを活用して情報提供します。

## 5 地域クラブ活動の持続可能な運営に向けた支援

地域クラブ活動が持続可能な形で進められるよう、活動場所の確保や指導者等に対する謝金等に係る諸費用について、受益者負担、民間からの寄附等の活用、公的負担を適切に組み合わせながら対応していく必要があります。

地域クラブ活動の活動場所の確保について、学校施設等の有効活用事例を市町村等に周知するとともに、指導や活動の質の確保を前提として、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による低廉な会費の設定や保護者負担の軽減につながる手法について、市町村等に対し好事例を周知します。

また、国における地域クラブ活動に係る費用負担の在り方に関する議論を踏まえつつ、地域クラブ活動の参加に保護者等の費用負担が発生することについて、生徒や保護者、地域住民等の理解を得られるよう、周知・啓発に取り組みます。

(1) 学校施設等の有効活用事例に関する周知

学校施設や社会教育施設その他公共施設の有効活用や学校施設開放事業\*の適切な運用など好事例等を情報収集し、市町村等に周知します。

また、県立学校施設開放事業についても、使用料減免\*等について適切な運用がなされるよう県立学校に対し周知します。

(2) 保護者の費用負担の軽減につながる手法の周知等

地域クラブ活動の運営・実施における企業からの寄附や企業版ふるさと納税\*の活用など、保護者の費用負担の軽減につながる手法を情報収集し、市町村等に周知します。また、国の議論を注視しつつ、指導者への謝金を含む地域クラブ活動の活動費等について、国の補助事業を活用した支援を行うとともに、就学援助制度など既存の福祉施策の活用事例等の情報収集・周知に努めます。

(3) 経済的に困窮する世帯の生徒への支援に向けた関係機関との連携

経済的に困窮する世帯の生徒の地域クラブ活動への参加費用に対する支援に向けて、関係機関と連携します。市町村に対して、国の補助事業を活用した支援に向けた助言・情報提供を行います。

## **V 推進体制**

本計画の実効性を高め、着実に推進するため、以下の体制により進行管理を行うとともに、全庁的な連携及び関係団体等との協働を進めます。

### **1 進行管理体制の整備（PDCAサイクル\*の推進）**

県知事部局及び教育局の関係課で構成する「埼玉県地域クラブ活動推進庁内委員会」において、各取組の進捗状況や指標の達成状況について定期的に検証・評価を行います。課題が生じた場合には、関係課が連携して速やかに対応策を検討するなど、PDCAサイクル\*に基づき、計画を効果的かつ効率的に推進します。

### **2 関係団体等との連携・協働**

教育・スポーツ・文化芸術・福祉・まちづくり等の幅広い分野の関係団体の代表者や学識経験者等で構成する「埼玉県地域クラブ活動推進協議会」を開催し、学校部活動の地域展開の現状や課題について情報共有を図るとともに、全県的な合意形成を図ります。また、本協議会を通じて得られた現場の意見や先進的な事例を各市町村へフィードバックすることで、地域の実情に応じた主体的・自律的な取組を促進します。

### **3 国及び市町村との連携**

国に対しては、実証事業\*の成果や課題を発信するとともに、持続可能な制度設計及び財政支援の拡充を働き掛けます。市町村に対しては、県が収集した情報やノウハウを適時適切に提供するとともに、広域的な課題解決に向けた調整を行うなど、緊密な連携を図ります。

○ 用語の解説

本編中、\*で記した用語の解説をしています。

| 行 | 用語              | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 頁                   |
|---|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| あ | SNS             | Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。インターネット上において文章や写真、動画などで自分を表現する等して、コミュニケーションするサービスのこと。                                                                                                                                                                                                     | 24                  |
| か | 改革実行期間          | 令和8年度から令和13年度までの6年間を指す。令和7年12月に制定された新たな国ガイドラインにおいて、前半の3年間(令和8年度～10年度)を「前期」、後半の3年間(令和11年度～13年度)を「後期」とすることが位置づけられた。休日については、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すとし、現時点で着手していない地方公共団体においても、「前期」の間に確実に休日の地域展開等に着手するよう(同ガイドラインにおいて)求められた。                                                                          | 2, 4, 9, 10, 19, 22 |
|   | 改革推進期間          | 令和5年度から令和7年度までの3年間を指す。令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、当該期間を改革推進期間とすることが位置付けられた。段階的に部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツ・文化芸術クラブ活動への移行に取り組み、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す期間とされた。                                                                                       | 4, 9                |
|   | 学校における働き方改革基本方針 | 子供たちへのよりよい教育を実現するために、学校教育の質の維持向上を図ることを目的として、教職員が心身ともに健康であり、授業など専門性に基づく教育活動に専念できるよう、学校における働き方改革につながる取組について、県教育委員会が定めた方針。<br>令和7年4月に改定。<br>参考URL： <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/121861/r7-r9_kihonhoushin.pdf">https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/121861/r7-r9_kihonhoushin.pdf</a> | 7                   |
|   | 学校施設開放事業        | 学校教育に支障がない範囲で、文化やスポーツに親しむことを目的に、地域で活動を行う団体に対して学校施設を開放すること。                                                                                                                                                                                                                                                  | 27                  |
|   | 企業版ふるさと納税       | 国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組み。                                                                                                                                                                                                                                     | 28                  |

|   |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                        |
|---|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
|   | クラウドファンディング      | 新規・成長企業等と投資家をWEB上で結びつけ、多数の投資家から資金を集める仕組みのこと。                                                                                                                                                                                                                                                                       | 16                     |
|   | 兼職兼業制度           | 公立学校の教員等については、法律により、営利企業への従事等について制限があるため、服務を監督する教育委員会が、許可又は承認した場合に限り、他の職を兼ね、又は他の事業若しくは、事務に従事することができる制度。<br>「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」<br>参考URL： <a href="https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf</a> | 15, 25                 |
| さ | さいたまけん★こどものこえ    | 小学生・中学生・高校生や未就学児の保護者等からの意見を県の施策に反映していくことを目的として実施する、県政等に関するWEBアンケート。                                                                                                                                                                                                                                                | 6, 14, 33              |
|   | 埼玉県5か年計画         | 県が取り組む施策の体系を明らかにした県政運営の基礎となる計画。<br>参考URL： <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/211727/04-00_all.pdf">https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/211727/04-00_all.pdf</a>                                                                                                                                | 3                      |
|   | 埼玉県スポーツ推進計画      | 県がスポーツを推進していく上で目指すべき施策の方向性や取組を示す計画。<br>参考URL： <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/231326/sspr5_hp.pdf">https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/231326/sspr5_hp.pdf</a>                                                                                                                              | 3, 8                   |
|   | 埼玉県文化芸術振興計画      | 文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進する計画。<br>参考URL： <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0305/bunka-plan.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0305/bunka-plan.html</a>                                                                                                                                                        | 3                      |
|   | 実証事業             | 子供たちが地域でスポーツや文化芸術活動に継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に向け、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証を行うもの。                                                                                                                                                                                                       | 12, 13, 16, 17, 27, 29 |
|   | 使用料減免            | 公共施設の利用において、特定の条件を満たす場合に使用料の全部または一部を免除すること。                                                                                                                                                                                                                                                                        | 27                     |
|   | 総合型地域スポーツクラブ     | 学校体育施設や公共体育施設などを拠点とし、多種目・多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブ。                                                                                                                                                                                                                                                    | 8, 17, 23              |
| た | 第4期埼玉県教育振興基本計画   | 本県教育の目標と施策の体系を示した計画。<br>参考URL： <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/255324/dai4kikeikaku_all.pdf">https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/255324/dai4kikeikaku_all.pdf</a>                                                                                                                           | 3                      |
|   | 地域クラブ活動に関する認定制度  | 地域クラブ活動に関し、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等の区別や質の担保等の観点から、国がガイドラインにより示す認定要件及び認定手続等に基づき市区町村等において認定を行う仕組み。                                                                                                                                                                                                                      | 9, 10, 21, 24, 25, 26  |
| な | 認定地域クラブ活動        | 国が示した要件・認定手続等に基づき、市区町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動のこと。                                                                                                                                                                                                                                                 | 10, 24, 25, 26         |
|   | 認定地域クラブ活動指導者登録制度 | 認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すもの。                                                                                                                                                                          | 10, 24, 25, 26         |

|   |                                   |                                                                                                                                             |            |
|---|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| は | PDCA サイクル                         | 「Plan（計画） → Do（実行） → Check（評価） → Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。                                                         | 29         |
|   | 部活動指導員                            | 部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする指導員。学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導等に従事する。 | 10, 25, 26 |
|   | 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議 | 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終とりまとめを踏まえ、部活動の地域展開及び地域クラブ活動の推進等に関する今後の具体的な方策等を検討するため設置された会議。                                                  | 9, 16      |
|   | 服務監督権者                            | 職員が法令や規則に従って職務を遂行しているかを監督する責任を持つ者。                                                                                                          | 25         |
| ま | マルチスポーツ                           | 子供たちが複数のスポーツを同時期に行うこと。（1つの競技に限らず）他競技を経験することは、身体機能の向上やケガの防止だけでなく、複数のコミュニティへの所属を通じて、子供たち自身の社会性や協調性等を育む機会の増加にもつながるなど、教育的意義も大きいとされている。          | 18         |

## ○ 策定の経緯

### 1 「次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議」の設置

第1期計画の取組の評価及び本計画における今後の県の取組等について幅広い意見を反映させるため、11名の有識者からなる「次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議」を設置し、意見聴取を行った。

(開催状況)

・令和7年10月30日 第1回有識者会議

【協議事項】埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）の評価について

・令和7年12月23日 第2回有識者会議

【協議事項】次期埼玉県地域クラブ活動推進計画の構成案・骨子案について

・令和8年 1月29日 第3回有識者会議

【協議事項】第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和8年度～令和10年度）（案）について

### 2 県民コメントの実施

計画案を公表し、埼玉県県民コメント制度に基づき、郵便、FAX、電子メールにより意見を募集した。

(募集期間) 令和8年2月1日～2月28日

(意見数) 5名と3団体から15件

### 3 子供へのアンケートの実施

計画案作成の参考とするため、小学生・中学生・高校生、未就学児の保護者を対象に、「令和7年度さいたまけん★こどものこえ\*アンケート」により意見を募集した。

(募集テーマ) 部活動の地域移行（展開）について

(募集期間) 令和7年10月15日～令和7年10月29日

(回答数) 1,861人

## ○ 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 次期埼玉県地域クラブ活動推進計画を策定するに当たり、現行計画の取組の評価及び次期埼玉県地域クラブ活動推進計画における今後の県の取組等について、幅広い意見を反映させるため、次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、別表のとおりとする。

(役割)

第3条 有識者会議は、次期埼玉県地域クラブ活動推進計画の原案について必要な意見を述べる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、次期埼玉県地域クラブ活動推進計画の策定の日までとする。

2 任期満了前に委員が退任し、後任として就任した委員については、前任者の残任期間を任期とする。

(座長及び副座長)

第5条 有識者会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

(会議)

第6条 座長は、有識者会議を招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、有識者会議に必要な者の出席を求めることができる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第7条 有識者会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 有識者会議の事務局は、県立学校部保健体育課に置く。

2 有識者会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月24日から施行する。

次期埼玉県地域クラブ活動推進計画策定有識者会議 委員名簿

| 氏 名     | 職 業 等                       |
|---------|-----------------------------|
| 柿沼 光夫   | 久喜市教育委員会教育長                 |
| 小村 逸    | 総合型地域スポーツクラブ JAWS クラブマネージャー |
| 渡辺 裕子   | 上尾市PTA連合会理事                 |
| 大山 美智子  | 白岡市立南中学校長                   |
| 内田 健二   | 埼玉県中学校体育連盟会長                |
| 工藤 由起子  | 公益財団法人埼玉県スポーツ協会副会長          |
| ○太田 あや子 | 一般社団法人彩の国SCネットワーク理事         |
| 木村 信之   | 埼玉県吹奏楽連盟会長                  |
| 中村 牧    | 公益財団法人音楽文化創造理事              |
| ◎二宮 雅也  | 文教大学教授                      |
| 山本 周平   | アスフィール株式会社学校デジタル支援事業部課長     |

(五十音順、敬称略) ◎座長、○副座長